

浜の活力再生プラン

令和 6 ～ 1 0 年度

第 3 期

1 地域水産業再生委員会

組織名	古平町・積丹町地区地域水産業再生委員会
代表者名	茂木 隆文（東しゃこたん漁業協同組合 代表理事組合長）

再生委員会の構成員	東しゃこたん漁業協同組合、古平町、積丹町
オブザーバー	北海道後志総合振興局、北海道漁業協同組合連合会小樽支店、北海道開発局小樽開発建設部、北海道立総合研究機構中央水産試験場、後志地区水産技術普及指導所、公益財団法人北海道栽培漁業振興公社

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	○ 地域：北海道古平町及び積丹町（東しゃこたん漁業協同組合の範囲） ○ 対象漁業種類 <table> <tr> <td>採介藻漁業（うに、あわび、なまこ等）</td><td>1 4 5 名</td></tr> <tr> <td>刺網漁業</td><td>1 0 9 名</td></tr> <tr> <td>定置網漁業（大型・小型）</td><td>5 6 名</td></tr> <tr> <td>はえなわ漁業（えびかご・たこ空釣り縄等）</td><td>5 2 名</td></tr> <tr> <td>いか釣り漁業</td><td>2 7 名</td></tr> <tr> <td>底建網漁業</td><td>2 2 名</td></tr> <tr> <td>その他 兼業（たこ漁業</td><td>1 3 9 名）</td></tr> <tr> <td>（火光を利用する敷網漁業</td><td>8 3 名）</td></tr> <tr> <td>正組合員数</td><td>合 計 2 3 3 名</td></tr> </table> （令和 5 年 4 月 1 日現在）	採介藻漁業（うに、あわび、なまこ等）	1 4 5 名	刺網漁業	1 0 9 名	定置網漁業（大型・小型）	5 6 名	はえなわ漁業（えびかご・たこ空釣り縄等）	5 2 名	いか釣り漁業	2 7 名	底建網漁業	2 2 名	その他 兼業（たこ漁業	1 3 9 名）	（火光を利用する敷網漁業	8 3 名）	正組合員数	合 計 2 3 3 名
採介藻漁業（うに、あわび、なまこ等）	1 4 5 名																		
刺網漁業	1 0 9 名																		
定置網漁業（大型・小型）	5 6 名																		
はえなわ漁業（えびかご・たこ空釣り縄等）	5 2 名																		
いか釣り漁業	2 7 名																		
底建網漁業	2 2 名																		
その他 兼業（たこ漁業	1 3 9 名）																		
（火光を利用する敷網漁業	8 3 名）																		
正組合員数	合 計 2 3 3 名																		

2 地域の現状

（１）関連する水産業を取り巻く現状等

当古平町・積丹町地域水産業再生委員会が所管する地域は、北海道の日本海側に面した積丹半島の東側中央部から先端部に位置している“海のまち”で、採介藻漁業、刺網漁業、定置網漁業、はえなわ漁業、いか釣り漁業、底建網漁業を中心とした沿岸漁業が営まれている。 近年は、海水温の上昇などによる藻場の減少や魚種の転換、資源量の減少による大幅な水揚量の減少と、水産物の輸出規制や市場競争力の低下による魚価安、さらに、原油価格の高騰により燃油や資材経費が嵩み大変厳しい漁業経営を強いられている。 この様な現状を打開するためには、市場荷捌所の集約化による競争力の向上と並行して水産物の付加価値化や後継者の確保及び新規漁業者の就業支援策の他、漁船の上架作業の安全性の向上と効率化が課題となっている。 古平町は水産加工業者が 7 社営業しており、2014 年の経営破綻から回復の兆しを見せており、観光分野に関しては、通過型観光地点としての性格が強く、地域活性化が求められている。 一方、隣町の積丹町は夏場のウニを求めて札幌近郊から多くの観光客が訪れており、ウニが観光資源の一つとなっている。しかし、近年は、時化が多く、ウニ漁の出漁回数の減少などにより、町内飲食店でウニを提供できないといったこともあり、地域経済に与えるダメージも大きいため、安定して供給できるような体制整備が必要である。 両町共に、ブランド化に成功している事例は「ウニ」に限定的であるが、近年は定置網で漁獲される大型ブリの新たなブランド化に力を入れており、それらの取組をきっかけに、その他の魚種にも付加価値向上の取組が急務となっている。 また、人口減少に伴い各種産業や漁業者などの担い手が不足しており、後継者の育成や新規着業者の確保が課題となっている。

（２）その他の関連する現状等

当地域（古平町・積丹町）は、北海道の西部、日本海の積丹半島の東中央部（古平町）から先端部（積丹町）に位置し、地域の人口は約4,400人（古平町2,657人・積丹町1,770人）で、古くはニシン漁を中心とした漁業で発達してきた地域である。

現在は、高速道路の延伸により札幌圏からの交通アクセスの利便性向上と昔ながらの海岸線は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されており、自然の魅力と夏場のウニを目当てに観光も兼ねて、全国より毎年100万人以上訪れている魅力あるポテンシャルを秘めた地域である。

3 活性化の取組方針

（１）前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

（２）今期の浜の活力再生プランの基本方針

前期浜プランの成果及び課題を踏まえ、今期の「浜の活力再生プラン」より古平町分会と積丹町分会を一本化した更新を行い、引き続き次の活動に取り組む。
【漁業収入向上のための取組】
①水産資源の増大と未利用資源の有効活用
・ つくり育てる漁業の推進（ウニ、ナマコ、サケ、ヒラメ、ニシン、コンブ、サクラマス等の種苗放流）
・ 藻場の造成及び保全活動（ブルーカーボンへの取組）の推進
②付加価値向上
・ 高付加価値化の推進（ブリのブランド化の昇華、活魚や活〆出荷などの取組並びに関係施設整備）
【漁業コスト削減のための取組】
①経費削減と経営改善
・ 地元水産物の競争力強化の推進（荷捌所の集約化による施設整備）
・ 省エネ機器等の導入による経費削減の取組の推進
・ 既存漁業の継続に向けた漁船・漁具等の導入の推進
【漁村の活性化のための取組】
①漁村の活性化
・ 漁業と地域の魅力を伝える取組（観光の受入や地域の産業資源とタイアップした取組）の推進
・ 新規就業者及び後継者の確保・育成及び着業に向けた経営支援
・ 漁業に関する財産の保全（漁船の安全な維持・管理を図るための上桟施設の整備）の推進
・ 漁港を核とした地域活性化と海業の推進並びにそれらに関連する施設整備（静穏域の活用、遊休施設の改修整備、土地の有効利用、直売所等の施設整備）
・ 漁業者及び漁協並びに地域マリナビジョンや行政の取組に関連する事業の推進

（３）資源管理に係る取組

《漁協における資源管理計画》
1. 対象資源の資源管理措置として、下記の取組を実施する。
（エビ類：えびかご漁業）

資源の維持を目標に漁具規制（掛け目を100掛け、漁具の高さを36cm以内）を行い自主的資源管理措置を実施する。

（スケトウダラ：すけとうだら固定式刺し網漁業）

TAC制度のほか、関係漁業者間において資源管理協定に基づき漁獲物規制（小型魚保護）を行ってきた取組に加え、自主的資源管理措置として、10t以上の漁船においては休漁期間を11月1日から11月30日、10t未満の漁船は休漁期間を3月16日から3月31日としている。

（ホッケ：ほっけ固定式刺し網漁業）

休漁期間を設け、古平地区は11月20日から11月30日、積丹地区は12月20日から12月29日とし自主的資源管理措置を実施する。

（スルメイカ：いか釣り漁業）

自主的資源管理措置として、休漁日（北海道いか釣り漁業協会が定めている休漁日）を定め実施するほか、効力の上限規制、他県沖合海域における資源の維持増大のための措置を実施。

（タコ類：たこ漁業）

積丹町美国地区では休漁期間を10月1日から10月10日に定め、自主的資源管理措置を実施する。

（カレイ類：かれい固定式刺し網漁業）

古平地区では休漁期間を10月25日から10月29日に定め、自主的資源管理措置を実施する。

2. 対象漁業の資源管理措置として、下記の取組を実施する。

（さけ定置漁業）

休漁期間を9月3日から9月5日に定めるほか、クロマグロを対象とした資源管理措置として、北海道資源管理方針別紙1-4及び1-5並びに「漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針」の遵守とし、取組期間を9月3日から11月20日に定め実施する。併せて種苗放流と必要に応じ再生産用親魚の確保のための措置を図る。

（定置漁業）

クロマグロを対象とした資源管理措置として、北海道資源管理方針別紙1-4及び1-5並びに「漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針」の遵守とし、取組期間を5月1日から12月31日に定め実施する。

《小樽地区資源管理協定》

カレイ類（マガレイ、ソウハチ、ヒラメ、マツカワ）については、全長制限の順守を図っている。

《採介藻漁業者の自主的取組》

ウニについては、操業期間・操業時間の規制を設け、資源管理に取り組む。

アワビについては、操業期間の規制を設け、資源管理に取り組む。

ナマコについては、操業期間と漁獲個体重量の採捕制限の規制を設け、資源管理に取り組む。

（4）具体的な取組内容

1年目（令和6年度） 所得向上率（基準年比）7.27%

漁業収入向上の ための取組	① 漁協と全漁業者（２３３名）は、栽培公社や町などの関係機関と連携し、ニシンやヒラメ等の種苗を継続的に放流し、資源の維持・増大を図る。 ② 採介藻漁業者（１４５名）と漁協は、市場価値が高いエゾバフンウニの種苗放流を実施し、資源の維持・増大を図る。 また、磯焼け海域のウニ資源を深浅移殖により放流場所や放流量を調整し適正密度となるよう管理し、次年度の水揚げに備える。並びに簗を使った畜養を行い、未利用資源の有効活用と活魚水槽を使った出荷調整を行う事で、付加価値向上を図り、地元飲食店等へ販売することで漁業者の収入増加を図る。 上記②の取組みについて、規模の拡大に向け、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ③ 漁協青年部を含む採介藻漁業者（１４５名）と漁協は、磯焼けの進行が著しい海域について、施肥や母藻の設置並びに鉄鋼スラグの投入、海中構造物による核藻場の造成等の取組を行い、同時に漁港静穏域を活用した海中林造成など、ブルーカーボンの取組を推進する。 上記③の取組みについて、規模の拡大に向け、実施体制の構築と漁港整備の拡充を検討・要望する。 ④ 定置網漁業者（５６名）と漁協は、サケ稚魚の河川放流と古平漁港・美国漁港での海中中間育成放流を引き続き行い、回帰率の向上と資源の回復を目指す。 ⑤ 全漁業者（２３３名）は、自己に関係する漁業権行使規則及び漁協における資源管理計画並びに関係協定等を遵守するとともに、新たな資源管理の取組が示された時は、調整し積極的に参画する。 ⑥ 漁協は中核的漁業者として位置づけられた者が中古漁船又は新造船を導入、及び意欲ある者が生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入できるよう必要な支援策に参画し、所得向上に取り組む。 ⑦ 漁協は、古平漁港に津波や災害発生時に漁業者等の緊急避難を行うための事務所機能を有した避難施設の整備を検討する。 ⑧ 漁協は、積丹町内の拠点漁港である美国漁港の整備及び同茶津地区の船揚場等の整備を北海道開発局へ要請するとともに、「海森計画」や町内の「体験型観光地形成プログラム」、「積丹ジン海底熟成」への取組活動とタイアップし、東しゃこたん地域で水揚げされた資源と共同ＰＲを展開するなど、ふるさと納税商品の開発や循環型経済モデルの実現に向けた取組を検討・推進する。 また、美国沖で漁獲されるブリ「鰯宝（しほう）」のブランド化の取組について、更に一步向上させるため検討する。 上記⑧の取組みについて、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ⑨ 漁協は、漁船の安全な維持・管理を図るための上架施設の整備について、関係補助事業の活用を含め検討するとともに、古平地域マリビジョン計画の推進と併せ、古平漁港の整備要望について、関係行政と綿密な検討・要望を行う。
漁業コスト削減 のための取組	① 全漁業者（２３３名）は、波浪予測システムを利用し、出港の可否判断を正確に行うことで、安全操業の徹底に加え、無駄な出漁が無くなることで燃油消費量の削減と人件費の削減を図る。 ② 漁協と全漁業者（２３３名）は、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響をのり越えるため、あらゆる支援事業を活用し、経営基盤を確保しつつ省エネ機器等の導入や省資源・利用効率化及び燃油コスト削減へ取り組む。 ③ 古平町分会と積丹町分会の前期計画より引き続き、漁協と刺網漁業者（１０９名）と定置網漁業者（５６名）は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取り組む。

	④ 関係漁業者及び漁協は、古平漁港及び美国漁港内の航路等に土砂が堆積することによる船底の損傷や漁業作業の遅延、強風波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等に起因する漁船の係留損傷を防止するため、防波堤の嵩上整備や航路の浚渫を国や北海道庁へ要望し、漁船等財産の保全と事故防止に備えるための準備作業に係る人件費の削減に努める。
漁村の活性化のための取組	① 漁協と全漁業者（２３３名）は、積丹町や古平町及び旅行会社などの関係機関と連携し、視察や一般消費者の市場見学及びメディアを受入し、漁業と地域の魅力をPRするとともに、地元イベントや海業（遊漁船や食堂及び加工鮮魚直売所等）の展開を模索し、地域の産業資源とタイアップした取組を推進し、東しゃこたん地域のイメージアップと町の活性化並びに海業のモデル化を目指す、その取組を推進する。
活用する支援措置等	①水産基盤整備事業（国） ②水産多面的機能発揮対策事業（国） ③水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ④水産業強化支援事業（国） ⑤漁業収入安定対策事業（国） ⑥漁業経営セーフティーネット構築等事業（国） ⑦鳥獣被害防止総合対策事業（国） ⑧水産金融総合対策事業（国） ⑨日本海漁業振興緊急対策事業（北海道）

２年目（令和７年度） 所得向上率（基準年比）８．１９％

漁業収入向上のための取組	① 漁協と全漁業者（２３３名）は、栽培公社や町などの関係機関と連携し、ニシンやヒラメ等の種苗を継続的に放流し、資源の維持・増大を図る。 ② 採介藻漁業者（１４５名）と漁協は、市場価値が高いエゾバフンウニの種苗放流を実施し、資源の維持・増大を図る。 また、磯焼け海域のウニ資源を深浅移殖により放流場所や放流量を調整し適正密度となるよう管理し、次年度の水揚げに備える。並びに籠を使った畜養を行い、未利用資源の有効活用と活魚水槽を使った出荷調整を行う事で、付加価値向上を図り、地元飲食店等へ販売することで漁業者の収入増加を図る。 上記②の取組について、規模の拡大に向け、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ③ 漁協青年部を含む採介藻漁業者（１４５名）と漁協は、磯焼けの進行が著しい海域について、施肥や母藻の設置並びに鉄鋼スラグの投入、海中構造物による核藻場の造成等の取組を行い、同時に漁港静穏域を活用した海中林造成など、ブルーカーボンの取組を推進する。 上記③の取組について、規模の拡大に向け、実施体制の構築と漁港整備の拡充を検討・要望する。 ④ 定置網漁業者（５６名）と漁協は、サケ稚魚の河川放流と古平漁港・美国漁港での海中中間育成放流を引き続き行い、回帰率の向上と資源の回復を目指す。 ⑤ 全漁業者（２３３名）は、自己に関係する漁業権行使規則及び漁協における資源管理計画並びに関係協定等を遵守するとともに、新たな資源管理の取組が示された時は、調整し積極的に参画する。 ⑥ 漁協は中核的漁業者として位置づけられた者が中古漁船又は新造船を導入、及び意欲ある者が生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入できるよう必要な支援策に参画し、所得向上に取り組む。 ⑦ 漁協は、古平漁港に津波や災害発生時に漁業者等の緊急避難を行うための事務所機能を有した避難施設の整備を行う。
--------------	--

	⑧ 漁協は、積丹町内の拠点漁港である美国漁港の整備及び同茶津地区の船揚場等の整備を北海道開発局へ要請するとともに、「海森計画」や町内の「体験型観光地形成プログラム」、「積丹ジン海底熟成」への取組活動とタイアップし、東しゃこたん地域で水揚げされた資源と共同PRを展開するなど、ふるさと納税商品の開発や循環型経済モデルの実現に向けた取組を検討・推進する。 また、美国沖で漁獲されるブリ「鰯宝（しほう）」のブランド化の取組について、更に一步向上させるため検討する。 上記⑨の取組みについて、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ⑨ 漁協は、漁船の安全な維持・管理を図るための上架施設の整備について、関係補助事業の活用を含め検討するとともに、古平地域マリンビジョン計画の推進と併せ、古平漁港の整備要望について、関係行政と綿密な検討・要望を行う。
漁業コスト削減のための取組	① 全漁業者（２３３名）は、波浪予測システムを利用し、出港の可否判断を正確に行うことで、安全操業の徹底に加え、無駄な出漁が無くなることで燃油消費量の削減と人件費の削減を図る。 ② 漁協と全漁業者（２３３名）は、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響をのり越えるため、あらゆる支援事業を活用し、経営基盤を確保しつつ省エネ機器等の導入や省資源・利用効率化及び燃油コスト削減へ取り組む。 ③ 古平町分会と積丹町分会の前期計画より引き続き、漁協と刺網漁業者（１０９名）と定置網漁業者（５６名）は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取り組む。 ④ 関係漁業者及び漁協は、古平漁港及び美国漁港内の航路等に土砂が堆積することによる船底の損傷や漁業作業の遅延、強風波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等に起因する漁船の係留損傷を防止するため、防波堤の嵩上整備や航路の浚渫を国や北海道庁へ要望し、漁船等財産の保全と事故防止に備えるための準備作業に係る人件費の削減に努める。
漁村の活性化のための取組	① 漁協と全漁業者（２３３名）は、積丹町や古平町及び旅行会社などの関係機関と連携し、視察や一般消費者の市場見学及びメディアを受入し、漁業と地域の魅力をPRするとともに、地元イベントや海業（遊漁船や食堂及び加工鮮魚直売所等）の展開を模索し、地域の産業資源とタイアップした取組を推進し、東しゃこたん地域のイメージアップと町の活性化並びに海業のモデル化を目指し、その取組を推進する。
活用する支援措置等	①水産基盤整備事業（国） ②水産多面的機能発揮対策事業（国） ③水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ④水産業強化支援事業（国） ⑤漁業収入安定対策事業（国） ⑥漁業経営セーフティーネット構築等事業（国） ⑦鳥獣被害防止総合対策事業（国） ⑧水産金融総合対策事業（国） ⑨日本海漁業振興緊急対策事業（北海道）

漁業収入向上のための取組	① 漁協と全漁業者（２３３名）は、栽培公社や町などの関係機関と連携し、ニシンやヒラメ等の種苗を継続的に放流し、資源の維持・増大を図る。 ② 採介藻漁業者（１４５名）と漁協は、市場価値が高いエゾバフンウニの種苗放流を実施し、資源の維持・増大を図る。 また、磯焼け海域のウニ資源を深浅移植により放流場所や放流量を調整し適正密度となるよう管理し、次年度の水揚げに備える。並びに籠を使った畜養を行い、未利用資源の有効活用と活魚水槽を使った出荷調整を行う事で、付加価値向上を図り、地元飲食店等へ販売することで漁業者の収入増加を図る。 上記②の取組みについて、規模の拡大に向け、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ③ 漁協青年部を含む採介藻漁業者（１４５名）と漁協は、磯焼けの進行が著しい海域について、施肥や母藻の設置並びに鉄鋼スラグの投入、海中構造物による核藻場の造成等の取組を行い、同時に漁港静穏域を活用した海中林造成など、ブルーカーボンの取組を推進する。 上記③の取組みについて、規模の拡大に向け、実施体制の構築と漁港整備の拡充を検討・要望する。 ④ 定置網漁業者（５６名）と漁協は、サケ稚魚の河川放流と古平漁港・美国漁港での海中中間育成放流を引き続き行い、回帰率の向上と資源の回復を目指す。 ⑤ 全漁業者（２３３名）は、自己に関係する漁業権行使規則及び漁協における資源管理計画並びに関係協定等を遵守するとともに、新たな資源管理の取組が示された時は、調整し積極的に参画する。 ⑥ 漁協は中核的漁業者として位置づけられた者が中古漁船又は新造船を導入、及び意欲ある者が生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入できるよう必要な支援策に参画し、所得向上に取り組む。 ⑦ 漁協は、古平漁港に東しゃこたん地域で水揚げされた水産物の集約化を図るための「荷捌所」を整備することと漁協自営加工場で製品化された加工品と買い付けた鮮魚の販売を一般消費者向けに直接販売を行うための「直売所」の整備を目指す。 ⑧ 漁協は、積丹町内の拠点漁港である美国漁港の整備及び同茶津地区の船揚場等の整備を北海道開発局へ要請するとともに、「海森計画」や町内の「体験型観光地形成プログラム」、「積丹ジン海底熟成」への取組活動とタイアップし、東しゃこたん地域で水揚げされた資源と共同PRを展開するなど、ふるさと納税商品の開発や循環型経済モデルの実現に向けた取組を検討・推進する。 また、ブリ「鰯宝（しほう）」のブランド化の取組を波及させ「マダラ」や「ホッケ」のブランド化も検討する。 上記⑧の取組みについて、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ⑨ 漁協は、漁船の安全な維持・管理を図るための上架施設の整備について、関係補助事業の活用を含め検討するとともに、古平地域マリンビジョン計画の推進と併せ、古平漁港の整備要望について、関係行政と綿密な検討・要望を行う。
漁業コスト削減のための取組	① 全漁業者（２３３名）は、波浪予測システムを利用し、出港の可否判断を正確に行うことで、安全操業の徹底に加え、無駄な出漁が無くなることで燃油消費量の削減と人件費の削減を図る。 ② 漁協と全漁業者（２３３名）は、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響をのり越えるため、あらゆる支援事業を活用し、経営基盤を確保しつつ省エネ機器等の導入や省資源・利用効率化及び燃油コスト削減へ取り組む。 ③ 古平町分会と積丹町分会の前期計画より引き続き、漁協と刺網漁業者（１０９名）と定置網漁業者（５６名）は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取

	り組む。 ④ 関係漁業者及び漁協は、古平漁港及び美国漁港内の航路等に土砂が堆積することによる船底の損傷や漁業作業の遅延、強風波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等に起因する漁船の係留損傷を防止するため、防波堤の嵩上整備や航路の浚渫を国や北海道庁へ要望し、漁船等財産の保全と事故防止に備えるための準備作業に係る人件費の削減に努める。
漁村の活性化のための取組	① 漁協と全漁業者（２３３名）は、積丹町や古平町及び旅行会社などの関係機関と連携し、視察や一般消費者の市場見学及びメディアを受入し、漁業と地域の魅力をPRするとともに、地元イベントや海業（遊漁船や食堂及び加工鮮魚直売所等）の展開を模索し、地域の産業資源とタイアップした取組を推進し、東しゃこたん地域のイメージアップと町の活性化並びに海業のモデル化を目指し、その取組を推進する。
活用する支援措置等	①水産基盤整備事業（国） ②水産多面的機能発揮対策事業（国） ③水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ④水産業強化支援事業（国） ⑤漁業収入安定対策事業（国） ⑥漁業経営セーフティーネット構築等事業（国） ⑦鳥獣被害防止総合対策事業（国） ⑧水産金融総合対策事業（国） ⑨日本海漁業振興緊急対策事業（北海道）

４年目（令和９年度） 所得向上率（基準年比）１０．０４％

漁業収入向上のための取組	① 漁協と全漁業者（２３３名）は、栽培公社や町などの関係機関と連携し、ニシンやヒラメ等の種苗を継続的に放流し、資源の維持・増大を図る。 ② 採介藻漁業者（１４５名）と漁協は、市場価値が高いエゾバフンウニの種苗放流を実施し、資源の維持・増大を図る。 また、磯焼け海域のウニ資源を深浅移殖により放流場所や放流量を調整し適正密度となるよう管理し、次年度の水揚げに備える。並びに籠を使った畜養を行い、未利用資源の有効活用と活魚水槽を使った出荷調整を行う事で、付加価値向上を図り、地元飲食店等へ販売することで漁業者の収入増加を図る。 上記②の取組について、規模の拡大に向け、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ③ 漁協青年部を含む採介藻漁業者（１４５名）と漁協は、磯焼けの進行が著しい海域について、施肥や母藻の設置並びに鉄鋼スラグの投入、海中構造物による核藻場の造成等の取組を行い、同時に漁港静穏域を活用した海中林造成など、ブルーカーボンの取組を推進する。 上記③の取組について、規模の拡大に向け、実施体制の構築と漁港整備の拡充を検討・要望する。 ④ 定置網漁業者（５６名）と漁協は、サケ稚魚の河川放流と古平漁港・美国漁港での海中中間育成放流を引き続き行い、回帰率の向上と資源の回復を目指す。 ⑤ 全漁業者（２３３名）は、自己に関係する漁業権行使規則及び漁協における資源管理計画並びに関係協定等を遵守するとともに、新たな資源管理の取組が示された時は、調整し積極的に参画する。 ⑥ 漁協は中核的漁業者として位置づけられた者が中古漁船又は新造船を導入、及び意欲ある者が生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入できるよう必要な支援策に参画し、所得向上に取り組む。
--------------	--

	⑦ 漁協は、古平漁港に東しゃこたん地域で水揚げされた水産物の集約化を図るための「荷捌所」を整備することと漁協自営加工場で製品化された加工品と買い付けた鮮魚の販売を一般消費者向けに直接販売を行うための「直売所」の整備を目指す。 ⑧ 漁協は、積丹町内の拠点漁港である美国漁港の整備及び同茶津地区の船揚場等の整備を北海道開発局へ要請するとともに、「海森計画」や町内の「体験型観光地形成プログラム」、「積丹ジン海底熟成」への取組活動とタイアップし、東しゃこたん地域で水揚げされた資源と共同PRを展開するなど、ふるさと納税商品の開発や循環型経済モデルの実現に向けた取組を検討・推進する。 また、美国沖で漁獲されるブリ「鰯宝（しほう）」のブランド化の取組について、更に一步向上させるため検討する。 上記⑨の取組について、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ⑨ 漁協は、漁船の安全な維持・管理を図るための上架施設の整備について、関係補助事業の活用を含め検討するとともに、古平地域マリビジョン計画の推進と併せ、古平漁港の整備要望について、関係行政と綿密な検討・要望を行う。
漁業コスト削減のための取組	① 全漁業者（２３３名）は、波浪予測システムを利用し、出港の可否判断を正確に行うことで、安全操業の徹底に加え、無駄な出漁が無くなることで燃油消費量の削減と人件費の削減を図る。 ② 漁協と全漁業者（２３３名）は、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響をのり越えるため、あらゆる支援事業を活用し、経営基盤を確保しつつ省エネ機器等の導入や省資源・利用効率化及び燃油コスト削減へ取り組む。 ③ 古平町分会と積丹町分会の前期計画より引き続き、漁協と刺網漁業者（１０９名）と定置網漁業者（５６名）は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取り組む。 ④ 関係漁業者及び漁協は、古平漁港及び美国漁港内の航路等に土砂が堆積することによる船底の損傷や漁業作業の遅延、強風波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等に起因する漁船の係留損傷を防止するため、防波堤の嵩上整備や航路の浚渫を国や北海道庁へ要望し、漁船等財産の保全と事故防止に備えるための準備作業に係る人件費の削減に努める。
漁村の活性化のための取組	① 漁協と全漁業者（２３３名）は、積丹町や古平町及び旅行会社などの関係機関と連携し、視察や一般消費者の市場見学及びメディアを受入し、漁業と地域の魅力をPRするとともに、地元イベントや海業（遊漁船や食堂及び加工鮮魚直売所等）の展開を模索し、地域の産業資源とタイアップした取組を推進し、東しゃこたん地域のイメージアップと町の活性化並びに海業のモデル化を目指し、その取組を推進する。
活用する支援措置等	①水産基盤整備事業（国） ②水産多面的機能発揮対策事業（国） ③水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ④水産業強化支援事業（国） ⑤漁業収入安定対策事業（国） ⑥漁業経営セーフティーネット構築等事業（国） ⑦鳥獣被害防止総合対策事業（国） ⑧水産金融総合対策事業（国） ⑨日本海漁業振興緊急対策事業（北海道）

漁業収入向上の ための取組	① 漁協と全漁業者（2 3 3 名）は、栽培公社や町などの関係機関と連携し、ニシンやヒラメ等の種苗を継続的に放流し、資源の維持・増大を図る。 ② 採介藻漁業者（1 4 5 名）と漁協は、市場価値が高いエゾバフンウニの種苗放流を実施し、資源の維持・増大を図る。 また、磯焼け海域のウニ資源を深浅移殖により放流場所や放流量を調整し適正密度となるよう管理し、次年度の水揚げに備える。並びに籠を使った畜養を行い、未利用資源の有効活用と活魚水槽を使った出荷調整を行う事で、付加価値向上を図り、地元飲食店等へ販売することで漁業者の収入増加を図る。 上記②の取組みについて、規模の拡大に向け、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ③ 漁協青年部を含む採介藻漁業者（1 4 5 名）と漁協は、磯焼けの進行が著しい海域について、施肥や母藻の設置並びに鉄鋼スラグの投入、海中構造物による核藻場の造成等の取組を行い、同時に漁港静穏域を活用した海中林造成など、ブルーカーボンの取組を推進する。 上記③の取組みについて、規模の拡大に向け、実施体制の構築と漁港整備の拡充を検討・要望する。 ④ 定置網漁業者（5 6 名）と漁協は、サケ稚魚の河川放流と古平漁港・美国漁港での海中中間育成放流を引き続き行い、回帰率の向上と資源の回復を目指す。 ⑤ 全漁業者（2 3 3 名）は、自己に関係する漁業権行使規則及び漁協における資源管理計画並びに関係協定等を遵守するとともに、新たな資源管理の取組が示された時は、調整し積極的に参画する。 ⑥ 漁協は中核的漁業者として位置づけられた者が中古漁船又は新造船を導入、及び意欲ある者が生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入できるよう必要な支援策に参画し、所得向上に取り組む。 ⑦ 漁協は、古平漁港に東しゃこたん地域で水揚げされた水産物の集約化を図るための「荷捌所」を整備することと漁協自営加工場で製品化された加工品と買い付けた鮮魚の販売を一般消費者向けに直接販売を行うための「直売所」の整備を目指す。 ⑧ 漁協は、積丹町内の拠点漁港である美国漁港の整備及び同茶津地区の船揚場等の整備を北海道開発局へ要請するとともに、「海森計画」や町内の「体験型観光地形成プログラム」、「積丹ジン海底熟成」への取組活動とタイアップし、東しゃこたん地域で水揚げされた資源と共同 P R を展開するなど、ふるさと納税商品の開発や循環型経済モデルの実現に向けた取組を検討・推進する。 また、美国沖で漁獲されるブリ「鰯宝（しほう）」のブランド化の取組について、更に一步向上させるため検討する。 上記⑧の取組みについて、関係補助事業の活用と生産体制の構築を検討する。 ⑨ 漁協は、漁船の安全な維持・管理を図るための上架施設の整備を行い、古平地域マリンビジョン計画の推進と併せ、古平漁港の整備要望について、関係行政と綿密な検討・要望を行う。
漁業コスト削減 のための取組	① 全漁業者（2 3 3 名）は、波浪予測システムを利用し、出港の可否判断を正確に行うことで、安全操業の徹底に加え、無駄な出漁が無くなることで燃油消費量の削減と人件費の削減を図る。 ② 漁協と全漁業者（2 3 3 名）は、ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響をのり越えるため、あらゆる支援事業を活用し、経営基盤を確保しつつ省エネ機器等の導入や省資源・利用効率化及び燃油コスト削減へ取り組む。 ③ 古平町分会と積丹町分会の前期計画より引き続き、漁協と刺網漁業者（1 0 9 名）と定置網漁業者（5 6 名）は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提

	供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取り組む。 ④ 関係漁業者及び漁協は、古平漁港及び美幌漁港内の航路等に土砂が堆積することによる船底の損傷や漁業作業の遅延、強風波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等に起因する漁船の係留損傷を防止するため、防波堤の嵩上整備や航路の浚渫を国や北海道庁へ要望し、漁船等財産の保全と事故防止に備えるための準備作業に係る人件費の削減に努める。
漁村の活性化のための取組	① 漁協と全漁業者（２３３名）は、積丹町や古平町及び旅行会社などの関係機関と連携し、視察や一般消費者の市場見学及びメディアを受入し、漁業と地域の魅力をPRするとともに、地元イベントや海業（遊漁船や食堂及び加工鮮魚直売所等）の展開を模索し、地域の産業資源とタイアップした取組を推進し、東しやこたん地域のイメージアップと町の活性化並びに海業のモデル化を目指す、その取組を推進する。
活用する支援措置等	①水産基盤整備事業（国） ②水産多面的機能発揮対策事業（国） ③水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ④水産業強化支援事業（国） ⑤漁業収入安定対策事業（国） ⑥漁業経営セーフティネット構築等事業（国） ⑦鳥獣被害防止総合対策事業（国） ⑧水産金融総合対策事業（国） ⑨日本海漁業振興緊急対策事業（北海道）

（５）関係機関との連携

１．漁業収入向上のための取組の内、①・②・③・④の取組については、後志地区水産技術普及指導所をはじめ、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等、関係機関の協力を得て、助言・指導等を仰ぎながら取り組む。 ２．漁業収入向上のための取組の内、⑤・⑥の取組については、北海道漁業協同組合連合会をはじめ、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等、関係機関の協力を得て、助言・指導等を仰ぎながら取り組む。 ３．漁業収入向上のための取組の内、⑦・⑧・⑨の取組については、古平町及び積丹町をはじめ、地元関係団体と連携し施設整備を図り、海業と地域活性化を図る。 ４．漁業コスト削減のための取組の内、①・②・③の取組については、古平町及び積丹町をはじめ、北海道漁連等、関係機関の協力を得て、助言・指導等を仰ぎながら取り組む。 尚、③の取組のトド駆除や追い払いについては、地元猟友会の協力を仰ぎ、執り行う。 ５．漁業コスト削減のための取組の内、④の取組については、北海道開発局をはじめ、関係機関の助言・指導等を仰ぎながら取り組む。 ６．漁村活性化のための取組については、古平町及び積丹町をはじめ、地元関係団体と連携し海業と地域活性化を目指す。

（６）取組の評価・分析の方法・実施体制

（方 法）チェックシートを活用する。 （時 期）参画者会議は年２回（４月・１０月）行う。 （参 画 者）古平町、積丹町、漁協、漁業者 各取組の成果を評価するため、参画者で協議されたチェックシートの結果について、毎年

1月に開催する会員会議において、審議・決定し、必要に応じ外部有識者を招き、意見等を求め、次年度の取組の改善等に繋げる。

4 目標

(1) 所得目標

漁業者の所得の向上10%以上	基準年	
	目標年	

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

① キタムラサキウニ（塩水カップ 白）の魚価単価向上	基準年	平成30年度～令和4年度平均 塩水カップ 白 平均単価17,216円／年
	目標年	令和10年度平均 塩水カップ 白 平均単価18,938円／年
②一般消費者等による荷揚げ及び 産地市場見学ツアーの受入	基準年	平成30年度～令和4年度平均 ツアー受入 0.2回／年
	目標年	令和6年度～令和10年度平均 ツアー受入 1回／年

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

- ①前期浜プラン期間中にキタムラサキウニを採捕し、漁港内にて籠での畜養及び陸上活魚水槽を利用した未利用資源の有効活用と出荷調整を試験的に行い基準年と比較し45%向上したところである。今期浜プランにおいても他の環境に左右されぬよう上記取り組みを継続実施する必要がある。よって、過去5ヵ年平均単価17,216円/kgを基準とし、最終年度平均単価18,938円/kg（10%向上）を目指す。尚、前期浜プラン実績より本計画につき無理がなく、妥当と判断する。
- ②前期浜プラン期間中に一般消費者向けの市場等見学ツアーを試験的に令和4年度に1度開催し、地元鮮魚の荷受現場や地方卸売市場でのセリ見学など産地PRを行った結果、主催団体及び参加者より大好評を受けたことから、地域の活性化に向けて今期浜プランにおいても他の環境に左右されぬよう上記取り組みを継続実施する必要がある。よって、引き続き令和6年度以降の目標として、毎年度1回以上（5年累計5回以上）の視察を含めた見学ツアーの受け入れを目指す。尚、前期浜プラン実績より本計画につき無理がなく、妥当と判断する。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産多面的機能発揮対策事業	藻場の再生活動を行い、ウニ等の浅海資源の増大を図るなど、浅海漁場の藻場保全を図る。 沿岸の水域監視によりトド等海生哺乳類の出現動向・行動監視活動を行い、海洋生物の保全を図る。
水産業成長産業化沿岸地域創出事業	収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組むため、沿岸漁村地域において必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援する。
水産業競争力強化緊急事業	意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう、リース方式による漁船導入や生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器の導入等を支援する。
漁業経営セーフティネット構築等事業	燃油高騰等の経済的環境変化による影響を緩和し、漁撈経費削減により漁業経営の安定を図る。
鳥獣被害防止総合対策事業	トドの駆除を行い、漁具・漁網被害の低減等を図り、漁業経営の安定を図る。
水産基盤整備事業	漁業生産活動の拠点となる漁港整備や漁場の整備を推進することにより、流通機能の強化と水産物の資源増大を図る。 ・屋根付き岸壁、斜路等の整備